

山梨県学校教育指導指針

令和6年度、山梨県の小中学校では、

全ての児童生徒が「未来の創り手となるために必要な資質・能力」を培うために、次の5つの観点に基づき、各学校では、学校教育目標の実現に向けた取り組みを進めます。

観 点

確かな学力の育成

- 学習指導要領の趣旨を踏まえた、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び評価に取り組み、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に努めます。

観 点

豊かな心の育成

- 豊かな心の育成を目指し、学校の教育活動全体を通じて、安心できる環境づくり及び児童生徒一人ひとりに対応した切れ目のない組織的な支援に努めます。



観 点

健やかな体の育成

- 学校の教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図り、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を相互に関連させながら、望ましい生活習慣の形成に努めます。



◇学級経営の充実◇ 主な取り組み

- 教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てる土台となる、学級・ホームルーム・学年等の集団づくりに取り組みます。
- 児童生徒が所属感、自己肯定感、自己有用感を持つことができるよう、集団・個人として課題解決に向けた目標や方法・内容等をまとめたり、決定したりする活動を行い、一人ひとりのよさや可能性を生かすよう取り組みます。

観 点

地域や世界で活躍できる人材の育成

- 地域の特色を生かした学習活動を通して、郷土への理解を深めることができるようにするとともに、児童生徒一人ひとりがグローバルな視点を持ち、社会的・職業的自立に向け、将来に必要な基盤となる能力や態度の育成に努めます。

観 点

特別支援教育の充実

- 特別支援教育に関する専門性を高め、多様な学びの場(通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校)における教育の充実に努めます。



これらを踏まえて、各学校で具体的な計画を立て、実行していきます。